

令和6年度版 建築基準適合判定資格者の手引きの質疑 (Q&A) について

No.	ページ	該当箇所	質問	回答
1	39	令和5年 考査A No.7 選択肢 5	面積区画の特防については、随時閉鎖若しくは作動できるものとしなければならないとあり、「正しい」となっていますが、令112条19項1号イの常時閉鎖では使えないという解釈となるのでしょうか。それとも随時閉鎖とは常時閉鎖も含まれているということでしょうか。	防火区画に用いる特定防火設備については、令第112条第19項第一号イに規定する常時閉鎖も可能であり、随時閉鎖と常時閉鎖は異なるものと考えられます。
2	210	令和3年 考査B 建築計画 2 12 防火区画 (面積区画)	面積区画に用いる特定防火設備の仕様は令112条19項一号に定めるものとしなければなりません。 適合理由記載欄(は)に上記の旨記載されていますが計画の概要欄(問題文)には【令112条19項二号の規定に適合するものとする】と記載されています。 規定の特定防火設備の機能を有していない時点で不適合かと思いましたが、どのような解釈でしょうか。	令第112条第19項第二号イには「前号イからハまでに掲げる要件を満たしているものであること」と規定され、また、同項第一号と第二号の違いは次のとおりであるため、第二号の規定に適合することで第一号の規定は満たしているものと考えられます。 ・第一号：随時閉鎖（煙感連動又は熱感連動） ・第二号：随時閉鎖（煙感連動のみ）かつ、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するもの
3	209	令和3年 考査B 建築計画 2 11 物品販売業を営む店舗における避難階段の設置、構造、階段の幅及び避難階段に通じる出入口の幅	「・階段に通ずる出入口には、～すべて避難方向にひらくことができる。」旨の記載があり、令123条1項六号の規定は適合しているように読めます。しかし、図面によると1階の階段室3において外部に面する出入口は防火設備となっておりません。この場合、令123条1項六号の規定(防火設備・避難方向に開閉等)は、屋内に面する出入口を対象とした規定であり、屋外に面する出入口は、対象外ということなのでしょうか。	貴見のとおりと考えられます。